

財務大臣殿
(日本銀行経由)

資産負債状況報告書

(年 月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名

担当者の氏名(電話番号)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	
金融機関コード (5桁)	

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cコーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

「資産負債状況報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）
- (2) 報告省令第15、16、17、19並びに21条又は22条の五つの規定による報告を全て行う銀行等（邦銀及び外銀^(注)をいう。以下同じ。特別国際金融取引勘定承認銀行等を除く）
 - (注) 邦銀とは本邦に本店を有する銀行等をいう（以下同じ）。
 - 外銀とは外国に本店を有する銀行をいう（以下同じ）。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第2号（1.（1）に該当する者のうち銀行等）
 - 報告省令第14条の2第1項第2号（1.（1）に該当する者のうち金融商品取引業者）
 - 報告省令第14条の3第1項第2号（1.（1）に該当する者のうち保険会社）
- (2) 報告省令第23条（1.（2）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当 61番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支統計担当)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照ください。

4. 報告書に計上する時期

月末日の終業時

5. 報告書の提出期限

翌月15日（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

各1部。報告区分は次の通り。

外貨建本邦店分、うち特金勘定分、外貨建本邦店信託勘定分、外貨建海外店分、
円建本邦店分、うち特金勘定分、円建本邦店信託勘定分、円建海外店分。

7. 報告に記載する金額の単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：外貨建については百万米ドル（単位未満四捨五入）、円建については億円（単位未満四捨五入）。但し、「資産計」欄および「負債計」欄の計数は、それぞれの内訳計数の合計と報告書上一致するように調整すること。

- (2) 米ドル以外の外国通貨をドル建に換算する場合の換算レート：報告対象時期において、報告省令第 35 条第 2 項の規定により「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」（いわゆる「報告省令レート」。毎月更新）。

8. 報告対象となる取引の内容等

- (1) 本報告書は、月末日の終業時における報告者の対外取引に係る資産及び負債を対象とする。ただし、支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。なお、1. (1) に該当するもののうち、金融商品取引業者及び保険会社については、特別国際金融取引勘定に関するもの（「**うち特金勘定分**」）のみ報告すること。
- (2) 1. (1) に該当する者は、本報告書に報告を要する残高がなかった場合には、報告書の欄外余白に「該当なし」と記載して報告すること。全報告書に報告を要する残高がなかった場合には、初葉の報告書の欄外余白に「全葉について該当なし」と記載して報告すること。
1. (2) に該当する者は、報告を要する取引がなかった場合、報告する必要はない。ただし、報告金額に満たない取引があった場合には、ゼロを記載して報告すること。
- (3) **ユーロ円は円建に含めること。**
- (4) 報告者が保有する資産又は負債のうち非居住者に対するものについては、「**非居住者**」欄に記入すること。なお、当分の間「**海外店分**」の報告書の「**非居住者**」欄には「**貸付金**」欄のみ計数を記入し、他の欄は空欄とすること。
- (5) 原契約期間が1年を超えるものについては、「**うち中長期**」欄に記入すること。いわゆる end-end の原則により、1年後の応答日が休日に当たる場合等において、期間計算上1年超でも慣行上1年として契約されるものは、同欄に記入しないこと。
- (6) 各報告区分の取引内容等について
- イ. 「**外貨建本邦店分**」については、本邦店における外貨建資産及び外貨建負債を対象とし、本邦店全店分を集計して全外国通貨につき一表を作成すること。ただし、信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。また、円建外貨払契約のものは報告対象となるが外貨建円払契約のものは報告対象外。
- なお、承認金融機関は特別国際金融取引勘定に経理されている外貨建資産及び外貨建負債について「**うち特金勘定分**」に記入の上、全外国通貨につき一表を作成すること。また、特別国際金融取引勘定に関して使用している勘定科目の区分に従い、関係項目についてのみ記入すること。ただし、特別国際金融取引勘定を有しない銀行等は報告対象外。
- ロ. 「**円建本邦店分**」については、本邦店における非居住者に対する本邦通貨建資産（輸入手形を含む）及び本邦通貨建負債並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とし、本邦店全店分を集計して一表を作成すること。ただし、信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。また、外貨建円払契約のものは報告対象となるが円建外貨払契約の

ものは報告対象外。

なお、承認金融機関は特別国際金融取引勘定に経理されている本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債について「**うち特金勘定分**」に記入の上、一表を作成すること。また、特別国際金融取引勘定に関して使用している勘定科目の区分に従い、関係項目についてのみ記入すること。ただし、特別国際金融取引勘定を有しない銀行等は報告対象外。

- ハ. 「**外貨建本邦店信託勘定分**」については、信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行う本邦店の取引（金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るもの）における外貨建資産及び外貨建負債を報告対象とする。報告者は、本邦店全店分を集計して全外国通貨につき一表を作成すること。ただし、信託勘定で外為業務を行なわない銀行等は報告対象外。
- ニ. 「**円建本邦店信託勘定分**」については、信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行う本邦店の取引（金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るもの）における非居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を報告対象とする。報告者は、本邦店全店分を集計して一表を作成すること。ただし、信託勘定で外為業務を行なわない銀行等は報告対象外。
- ホ. 「**外貨建海外店分**」については、海外店における外貨建資産及び外貨建負債を対象とし、海外店全店分を集計して、全外国通貨につき一表を作成すること（信託勘定分を含む）。ただし、外銀及び海外店を有しない邦銀は報告対象外。
- ヘ. 「**円建海外店分**」については、海外店における本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とし、海外店全店分を集計して一表を作成すること（信託勘定分を含む）。ただし、外銀及び海外店を有しない邦銀は報告対象外。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄等

西暦により記入すること。日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「報告者」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。代表者の氏名、所在地については、記入を省略して差支えない。

(3) 「責任者記名押印又は署名」欄

イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書の有無は問わない。

ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

ハ. 署名（自署）した場合、押印は不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担

当部署名を補記すること。

(5) 「計表ID」「金融機関コード」欄

イ. 「計表ID」は報告区分毎に記入すること（例えば外貨建本邦店分は011、円建本邦店分は041と記入する）。

ロ. 「金融機関コード」は、5桁（0+全銀協コード4桁）で記入すること。

(6) 各項目の記入について

イ. 「現金・預け金」（資産）

現金及び当座預金（「外国他店預け」を含む。ただし、外為円決済に係る居住者間取引は非計上）、普通預金、通知預金、別段預金、定期預金、据置貯金等を記入すること。

「外貨建本邦店分」の報告書については、「現金」として経理しているものは「非居住者」欄に記入すること。

「円建本邦店分」及び「円建本邦店信託勘定分」の報告書については、現金及び居住者に対する本邦通貨建の預け金は記入しないこと。ただし、特別国際金融取引勘定に経理されているものは記入すること。

ロ. 「譲渡性預金」（資産）

本邦又は海外市場で発行された譲渡性預金の預金証書の保有残高を記入し、外為令第2条第2項の規定に関わらず有価証券に含めないこと。

「円建本邦店分」及び「円建本邦店信託勘定分」の報告書については、居住者が発行した本邦通貨建の譲渡性預金の預金証書（ユーロ円CDを含む）は記入しないこと。

ハ. 「コール・ローン」（資産）

本邦又は海外市場における他行に対するコール・ローン（ブローキングによる取引を含む）放出残高を記入すること。なお、本邦市場における一年超の資金取引は「貸付金」欄へ記入すること。

「円建本邦店分」及び「円建本邦店信託勘定分」の報告書については、居住者に対する本邦通貨建のコール・ローン放出残高は記入しないこと。ただし、特別国際金融取引勘定に経理されているものは記入すること。

ニ. 「有価証券」（資産）

株式、新株引受権証券（証書）等（新株予約権証券を含む）、国債、地方債、社債（普通社債、転換社債、新株引受権付社債、新株予約権付社債）、銀行引受手形（ただし、円建BAは含まない）及びコマーシャル・ペーパー、資産担保証券（ABS）、貸付信託受益証券、証券投資信託受益証券、不動産投資信託受益証券、住宅ローン債権信託受益権証書、外国貸付債権信託受益権証書、信託業務を兼営する銀行の受託有価証券等外貨建及び本邦通貨建の有価証券（特定取引勘定で経理しているものを含む）を発行体の居住性により区分し、それぞれの経理に併せて簿価、又は時価にて記入すること。株式及び永久債等期間の定めのないものは「うち中長期」に含めること。

なお、二重通貨建債券については外貨証券として取扱うこと。

「**円建本邦店分**」及び「**円建本邦店信託勘定分**」の報告書については、居住者が発行した本邦通貨建の有価証券（ユーロ円債を含む）は記入しないこと。

ホ. 「**貿易手形**」（資産）

輸出手形、輸入手形及び三国間貿易に伴い発生する同種の債権を記入すること。したがって、「**輸出手形**」、「**輸入手形**」の合計とは計数が一致しない場合も有り得る。

但し、三国間貿易に係る計数は、「非居住者」欄に計上すること（「残高」または「うち中長期」欄に計上される三国間貿易額とそれぞれの内訳の「非居住者」への計上額は同値）。

(イ) 「**輸出手形**」

本邦店における輸出為替、海外店における輸入為替のうち日本側輸出取引に関するもの及びこれらに準ずる為替の残高を記入すること。

「**本邦店分**」の報告書については、顧客から買取った輸出手形が取立て若しくは再割引^(注)等により自己名義の勘定に代り金の振込みが行われるまでの間の債権（買入外為）を計上。

(注) 他行への再割引取引は次の通り買入外為が引落とされるもの（本項目への計上不要）と引落とされないもの（本項目へ残高を計上）とがある。

A. 信用状付・・・買入外為を引落とす。

B. 信用状なし・・・a. 買入外為は計上のまま外国他店借（再割口）で経理。
b. 買入外為を引落とし、支払承諾勘定で経理。

なお、「海外店における輸入為替で日本側輸出取引に関するもの」とは、例えば、本邦店が買取ったサイト・ラインバースメント条項付期限付手形^(注)について海外店のラインバースを受けたもので、この場合には「**海外店分**」に残高を記入する。

(注) ただし、本邦の輸出取引に関し、本邦店が買取った一覧払輸出手形につき、ラインバースを行った海外店が一定期間輸入業者から代金取立を猶予する場合は海外店の非居住者貸付として取扱い「**輸出手形**」とはしない。

(ロ) 「**輸入手形**」

本邦店における輸入為替、海外店における輸出為替のうち日本側輸入取引に関するもの及びこれらに準ずる為替の残高を記入すること。

「**外貨建本邦店分**」には銀行等が輸入取引の対外決済終了後、顧客から見返外貨手形を徴求し代り金の取立を猶予した輸入ユーザンス債権（いわゆる本邦ローン）と、ユーザンス債権ではないが顧客から代り金を取立てるまでの過渡的な債権残高を計上。なお、支払承諾勘定（L/C口）で経理するいわゆる「他行本邦ローン」残高は対象外。

「**円建本邦店分**」には円建期限付輸入手形の期限前決済（非居住者円勘定に入金）後満期日までの対顧客債権及び一覧払輸入手形の決済（非居住者円勘定に入金）後本邦輸入業者からの一時的な代り金取立未済残高を計上。

「**海外店分**」の報告書については、具体的には、海外店がユーザンスL/Cに基づき海外輸出業者の振出した手形を引受け買取った場合(引受けのみの取引を含む)の金額(信用状付ユーザンス残高)及び海外店が海外輸出業者の振出した信用状なし期限付手形であって、日本側輸入取引に関するものを期限前に買い取った場合の金額(B/Cユーザンス残高。「**うちB/Cユーザンス**」欄に記入)を記入すること。

「**本邦店分**」の報告書については、「**うちB/Cユーザンス**」欄は記入しないこと。

へ. 「**貸付金**」(資産)

居住者に対するインパクト・ローン、コルレス先等に対するメール・クレジット、オーバードラフト等の貸付金及び非居住者に対する貸付金を記入すること。Revolving Credit Facilityに基づく貸付の期間区分においては、実際の貸付期間が1年以内(3~6ヶ月のころがし形態を含む)の場合は「**短期**」として扱うこと。

「**円建本邦店分**」及び「**円建本邦店信託勘定分**」の報告書については、居住者に対する本邦通貨建の貸付金は記入しないこと。ただし、特別国際金融取引勘定に経理されているものは記入すること。貸付金には円借款に基づく非居住者に対する貸付け(supplier's creditを除く)を含む。住宅ローン等実行後、借入人の居住性に変更が生じるケースについては、確認できる範囲で計上すること。

「**海外店分**」の報告書については、「**非居住者**」は本邦からみた場合の非居住者を指し、例えば、米国所在店舗の米国居住者に対する貸出も「**非居住者**」の対象となる。

ト. 「**本支店勘定**」(資産・負債)

本支店間(海外本支店間を含み、国内本支店間は含まない)で発生する通常の貿易関係等対顧客取引の決済尻、貸付金及び貿易手形買取等海外店の資金需要に対する本邦店からの回金、又は海外店が取入れたユーロ・ダラー等の本邦店への回金といった債権・債務(オーバードラフト、メール・クレジットを含む)を両建で記入すること。例えば、対ニューヨーク支店債権債務、対ロンドン支店債権債務などネット・アウトせずそれぞれグロスで計上する。

「**海外店分**」の報告書については、「**うち中長期**」の欄は記入しないこと。

チ. 「**特別国際金融取引勘定振替**」(資産・負債)

特別国際金融取引勘定に係る資産残高と負債残高との差額に相当する金額を、資産残高が負債残高を超過している場合については、「**負債**」欄に、負債残高が資産残高を超過している場合については、「**資産**」欄にそれぞれ記入すること。

なお、「**うち特金勘定分**」以外の報告書については記入しないこと。

リ. 「**預り金**」(負債)

当座預金(「**外国他店預り**」を含む。ただし、外為円決済に係る居住者間取引は非計上)、普通預金、通知預金、別段預金、定期預金、据置貯金等を記入すること。

「**円建本邦店分**」の報告書については、自行の海外支店以外の非居住者及び他の承

認金融機関の特別国際金融取引勘定からの円預金を計上すること。オーバードラフトの供与により預り金残高を補填する場合は「貸付金」に同供与額を記入すること。

ヌ. 「譲渡性預金」（負債）

本邦又は海外市場で発行した譲渡性預金の預金証書の発行残高を記入し、外為令第2条第2項の規定に関わらず有価証券に含めないこと。

「**円建本邦店分**」の報告書については、本邦通貨建の譲渡性預金の預金証書（ユーロ円CDを含む）であって、居住者の保有に係る分は記入しないこと。

ル. 「コール・マネー」（負債）

本邦又は海外市場における他行からのコール・マネー（ブローキングによる取引を含む）取入残高を記入すること。出し手がコール・ローンと報告するのに対し、取り手が預り金と報告することのないよう契約を確認の上記載すること。なお、本邦市場における一年超の資金取引は「借入金」欄へ記入すること。

「**円建本邦店分**」の報告書については、居住者からの本邦通貨建のコール・マネー取入残高は記入しないこと。ただし、特別国際金融取引勘定に経理されているものは記入すること。

ロ. 「借入金」（負債）

居住者又は非居住者からの借入金を記入すること。なお、再割引手形、オーバードラフト、メール・クレジット、単名借入、クリーン・ローン及び外国他店借のほか証券担保借入など借入金で経理する他行からの借入金も含めて記入すること。ただし、本支店間の貸借は「**本支店勘定**」に計上するため対象外。「**再割引手形**」のうち、他行への信用状なし輸出手形を再割に付した場合、外国他店借勘定で経理する銀行等は本項目に計上するが、支払承諾勘定で経理した場合は本項目は計上しないこと。また、信用状付輸出手形を再割に付した場合は、輸出手形の売却となり買入外為勘定を引き落とすため本欄には記入しないこと。

「**円建本邦店分**」の報告書については、居住者からの本邦通貨建の借入金は記入しないこと。ただし、特別国際金融取引勘定に経理されているものは記入すること。

ワ. 「有価証券」（負債）

銀行等が発行した社債、金融債等の債券及び信託業務を兼営する銀行の貸付信託の受益証券や有価証券の信託等を記入すること。保有者の居住性に変更が生じるケースについては、確認できる範囲で計上すること。

海外市場において発行された本邦店名義社債等で非居住者が保有している分は「**非居住者**」欄へ記入すること。

「**本邦店信託勘定分**」の報告書については、有価証券の信託は本項目に記入。ただし、金銭の信託に係るものは本項目に含めず、「**その他**」欄に記入すること。

「**円建本邦店分**」及び「**円建本邦店信託勘定分**」の報告書については、居住者の保有に係る分は記入しないこと（ユーロ円債を含む）。

カ. 「未払送金為替」（負債）

仕向代金取立手形取引及び被仕向送金取引に伴う未払債務（未払外為）を記入すること。なお、在日の他の銀行等への預け金を通じた場合でも最終的に非居住者への支払となる取引の場合には「非居住者」欄に記入すること。

ヨ. 「その他」（資産・負債）

仕向送金に係る売渡外為等上記以外の資産及び負債を記入すること。なお、銀行等発行株式は計上しない。また、「うち未整理等」には、仮払金、仮受金等のように対応勘定として現金、預け金・預り金の変動を伴う資産・負債を記入すること（ただし、デリバティブ取引に伴う「証拠金・担保金・値洗差金」及び「オプション・プレミアム」、「買（売）現先勘定」及び現金担保付債券貸借取引の「債券貸借取引支払保証金」「債券貸借取引受入担保金」を除く。別紙参照）。

「外貨建本邦店分うち特金勘定分」及び「円建本邦店分うち特金勘定分」には損益金の経理に係るものを含めないこと。

信託業務を兼営する銀行は「外貨建本邦店分」の報告書については信託勘定借を「負債」欄（居住者）に、「外貨建本邦店信託勘定分」の報告書については銀行勘定貸を「資産」欄（居住者）に記入すること。

「本邦店信託勘定分」の報告書については、金銭信託の受益証書等を「負債」欄に記入すること。

「円建本邦店分」及び「円建本邦店信託勘定分」の報告書については、居住者に対する本邦通貨建の資産及び本邦通貨建の負債は記入しないこと。ただし、特別国際金融取引勘定に経理されているものは記入すること。

「海外店分」の報告書において、海外店の資産及び負債のうち通常の営業取引に係るもの以外の資産及び負債（例えば家具什器、備品、利益剰余金等）については、その貸借差額をもって資産側又は負債側のいずれか一方に記入すること。

(別紙)**「その他」の「うち未整理等」欄に計上するものについて**

- 仮払金（仮受金）等のように対応勘定として現金、預け金・預り金の変動を伴う資産（負債）を計上する。
 - ―― ただし、デリバティブ取引に伴う「証拠金・担保金・値洗差金」及び「オプション・プレミアム」、「買（売）現先勘定」及び現金担保付債券貸借取引の「債券貸借取引支払保証金」「債券貸借取引受入担保金」は記入しないこと。
- 居住者区分、長短区分は当該取引相手及び取引期間により区分すること。

(資産)

- ・ 送金小切手、トラベラーズ・チェック買入残高及び国内本支店未整理。
- ・ 海外にある本邦店名義不動産等。
- ・ 証券取得時において、立替払いした既経過利息額。
- ・ 銀行が本邦にある信託業務を兼営する銀行に対して金銭の信託を委託した場合は、「居住者」として計上する。ただし、投資信託受益証券及び貸付信託受益証券は「有価証券」欄に計上する（信託業務を兼営する銀行は信託勘定で運用している当該資産について各運用資産別に報告すること）。なお、非居住者に対して金銭の信託を委託した場合は「非居住者」欄に記入。
- ・ 一般貸付債権信託の受益権証書
- ・ 商品投資取引による受益権（商品ファンド）の受益権証書
- ・ 上記以外で仮払金等のように対応勘定として現金、預け金・預り金の変動を伴う資産（ただし、デリバティブ取引に伴う「証拠金・担保金・値洗差金」及び「オプション・プレミアム」、「買現先勘定」及び現金担保付債券貸借取引の「債券貸借取引支払保証金」を除く）。

(負債)

- ・ 仕向送金・トラベラーズ・チェックの販売（委託販売を含む）等売渡外為計上分及び国内本支店未整理。
 - ・ 信託業務を兼営する銀行が発行した金銭信託の受益証書等（なお、貸付信託受益証券については有価証券へ記入）。
 - ・ 上記以外で仮受金等のように対応勘定として現金、預け金・預り金の変動を伴う負債（ただし、デリバティブ取引に伴う「証拠金・担保金・値洗差金」及び「オプション・プレミアム」、「売現先勘定」及び現金担保付債券貸借取引の「債券貸借取引受入担保金」を除く）。
- なお、以下の資産及び負債については「その他」欄のみに計上し、「うち未整理等」へは記入しないこと。

「その他」欄のみに計上するもの

- ・未収収益（未払費用）、前払費用（前受収益）
- ・未収金（未払金）〔証券売買取引の場合には、居住者区分は当該取引相手、長短区分は約定日から受渡日までの期間で区分〕
- ・特定海外債権引当金等対外貸付に係る貸倒引当金、特別法上の引当金及びその他の引当金等〔負債「居住者」として計上。〕
- ・買（売）現先勘定
- ・現金担保付債券貸借取引に伴う**債券貸借取引支払保証金、債券貸借取引受入担保金**〔当該現金担保付債券貸借取引で区分〕
- ・現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れた有価証券を売却する場合の借入商品債券等
- ・現金で差し入れるデリバティブ取引に伴う**証拠金・担保金・値洗差金**〔当該デリバティブ取引で区分〕
- ・金融派生商品（デリバティブを時価評価したときの評価損益見合い及び**オプション・プレミアム**）〔当該デリバティブ取引で区分〕
 決算日においては当該評価損益見合相当額を、決算日以外の日においては前決算日の評価損益見合相当額をネット・アウトせず、資産負債両建てで記入すること。
- ・通貨オプション取引に伴う**オプション・プレミアム**
- ・繰延税金資産（負債）〔「居住者」として計上。〕
- ・フェイルした債券〔居住者区分は当該取引相手、長短区分はフェイルしている期間〕

(参考)

報告書作成上の居住者、非居住者区分について

項 目	居住者	非居住者
現 金	/	○
預 け 金、預 り 金		
コール・ローン、コール・マネー		
有 価 証 券	(注1)	(注1)
輸 出 手 形	/	○
輸 入 手 形	○	/
貸 付 金		
借 入 金		
本 支 店 勘 定	/	○
未払送金為替(未払外為)	(注2)	○
そ の 他		
送金小切手、T/C等(売渡外為)	(注2)	○
貸倒引当金等	○	/
繰延税金資産、繰延税金負債	○	/

○は居住区分が限定されるものを表わす。因みに、表示がない項目は、取引相手先の居住性により区分すること。なお、保有者の居住性に変更が生じるケースについては、確認できる範囲で計上すること。

- いわゆる東京ドルコール取引は「**居住者**」に区分する。
- 特別国際金融取引勘定における本邦にある他の承認金融機関(他の承認金融機関の特別国際金融取引勘定)との取引は「**居住者**」に区分する。
- 「**海外店分**」の報告書については、「**非居住者**」は本邦からみた場合の非居住者を指し、例えば、米国所在店舗の米国居住者に対する貸出も「**非居住者**」の対象となる(貸付金のみ居住性を区分して記入すること)。

- (注1) 資産の場合には、その有価証券の発行体の居住性により区分すること。
負債の場合には、その有価証券の保有者の居住性により区分すること。
なお、保有者の居住性は確認できる範囲内で記入して差支えない。また、約定にかかる未収金(未払金)は、居住者区分は当該取引相手、長短区分は約定日から受渡日までの期間で区分し、「その他」に記入すること。
- (注2) 未払外為(「未払送金為替」)、売渡外為(「その他」)は、在日の他の銀行等への預け金を through する場合でも最終的に非居住者と居住者との受払い取引となる場合には非居住者に記入する。これは支払等報告書との整合性を考慮した国際収支統計上の理由による。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	011
金融機関コード (5桁)	00789

全葉について該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

計表ID (3桁)	012
金融機関コード (5桁)	00789

該当なし

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	013
金融機関コード (5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	014
金融機関コード (5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	041
金融機関コード (5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

【記入例】

財務大臣殿
(日本銀行経由)

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	042
金融機関コード (5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	043
金融機関コード (5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。

財務大臣殿
(日本銀行経由)

【記入例】

欄には記入しないこと。

資産負債状況報告書

(2005年 1月末現在)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： 2005.02.15

報告者：

名称及び いろは銀行

代表者の氏名

所在地

責任者記名押印

又は署名 いろは 太郎 印

担当者の氏名(電話番号) いろは 次郎(03-1234-5678)

該当分に (数字は計表ID)

外貨建	円建	
011	041	本邦店分
012	042	うち特金勘定分
014	044	本邦店信託勘定分
013	043	海外店分

計表ID (3桁)	044
金融機関コード (5桁)	00789

該当なし

(単位:百万米ドル、億円)

資産	コード	残高		うち中長期		負債	コード	残高		うち中長期	
			非居住者		非居住者				非居住者		非居住者
現金・預け金	0010					預り金	0010				
譲渡性預金	0050					譲渡性預金	0070				
コール・ローン	0060					コール・マネー	0080				
有価証券	0080					借入金	0100				
貿易手形	0120					有価証券	0170				
輸出手形	0130					未払送金為替	0180				
輸入手形	0150					本支店勘定	0190				
うちB/Cユーザンス	0170					特別国際金融取引勘定振替	0200				
貸付金	0180					その他	0210				
本支店勘定	0190					うち未整理等	0240				
特別国際金融取引勘定振替	0200					負債計	0220				
その他	0210										
うち未整理等	0240										
資産計	0220										

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 本報告書は、毎月末日における対外取引に係る資産及び負債を対象(支払承諾勘定及び同見返勘定を除く。)とし、次に掲げる区分に従い別葉に作成すること。なお、米ドル以外の外国通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「外貨建本邦店分」：本邦店の外貨建資産及び外貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)を対象とする。
 - 「円建本邦店分」：本邦店の非居住者に対する本邦通貨建資産(輸入手形を含む。)及び本邦通貨建負債(信託業務を兼営する銀行が信託勘定で行うものを除く。)並びに居住者に対する本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債のうち、特別国際金融取引勘定に経理されているものを対象とする。
 - 「うち特金勘定分」：特別国際金融取引勘定承認金融機関のみ報告を要する。
 - 「外貨建本邦店信託勘定分」：金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係るものを対象とする。
 - 「円建本邦店信託勘定分」：非居住者に対する金銭の信託、有価証券の信託及び金銭債権の信託に係る本邦通貨建資産及び本邦通貨建負債を対象とする。
 - 「外貨建海外店分」及び「円建海外店分」：海外店を有する本邦の銀行等のみ報告を要する。なお、「海外店分」の報告書には「貸付金」欄を除き「非居住者」欄の記入は要しない。
- 「うち中長期」欄には、原契約期間が1年を超えるものを記入すること。